

LikePot久留米南 児童発達支援 事業所における自己評価表

※無回答・複数回答あり。

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
環境・体制整備	①	利用定員が指導訓練室等スペースとの関係で適切である	4		活動の部屋、学習の部屋など確保されている。	子ども達の成長に合わせ適宜工夫していく。
	②	職員の配置数は適切である	4		専門職の方が各教室配置されている。	
	③	生活空間は、本人にわかりやすく構造化された環境になっている。また、障害の特性に応じ、事業所の設備等は、バリアフリー化や情報伝達等への配慮が適切になされている	2	2	カームダウンエリア（個室）や温水が出る環境がないため、過敏さ等への配慮が十分でないと感じる。	空間の使い方の工夫や、環境の整備を行っていく。
	④	生活空間は、清潔で、心地よく過ごせる環境になっている。また、子ども達の活動に合わせた空間となっている	2	2	落書きを消すことが難しい素材の設備が多く、清潔感や支援として心地よく過ごせないと感じる利用者がいる。	環境の整備を行っていく。
業務改善	⑤	業務改善を進めるためのPDCAサイクル（目標設定と振り返り）に、広く職員が参画している	3	1	事業所内ミーティングの話し合いは行っている。	継続して行っていく。
	⑥	保護者等向け評価表により、保護者等に対して事業所の評価を実施するとともに、保護者等の意向等を把握し、業務改善につなげている	4			
	⑦	事業所向け自己評価表及び保護者向け評価表の結果を踏まえ、事業所として自己評価を行うとともに、その結果による支援の質の評価及び改善の内容を、事業所の会報やホームページ等で公開している	4			
	⑧	第三者による外部評価を行い、評価結果を業務改善につなげている	2		分からない。	現在は、外部評価は行っていないため今後検討していく。
	⑨	職員の資質の向上を行うために、研修の機会を確保している	4		管理者の方の研修が行われている。	入職時研修・毎月の研修等引き続き行っていく。
適切な支援の提供	⑩	アセスメントを適切に行い、子どもと保護者のニーズや課題を客観的に分析した上で、児童発達支援計画を作成している	2	2	・きちんと子どものことを考えて作成されている。 ・口頭でのアセスメントとなっている。	アセスメント後の記録をスタッフ間でも確認する。
	⑪	子どもの適応行動の状況を図るために、標準化されたアセスメントツールを使用している	2	2	ツールの使用は行われていない。	アセスメントツールは、今後より分かりやすいものに整備していきたい。
	⑫	児童発達支援計画には、児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」の「発達支援（本人支援及び移行支援）」、「家族支援」、「地域支援」で示す支援内容から子どもの支援に必要な項目が適切に選択され、その上で、具体的な支援内容が設定されている	2	2	ガイドラインを知らない。	スタッフ間で、ガイドラインの確認を行い、アセスメント・個別支援計画書作成の際に、意識して取り入れていきたい。
	⑬	児童発達支援計画に沿った支援が行われている	4			
	⑭	活動プログラムの立案をチームで行っている	4			
	⑮	活動プログラムが固定化しないよう工夫している	4			
	⑯	子どもの状況に応じて、個別活動と集団活動を適宜組み合わせる児童発達支援計画を作成している	4		平日の集団は難しく、長期休暇を用いている。	利用者の状況に応じて、集団・小集団での活動を取り入れていく。
	⑰	支援開始前には職員間で必ず打合せをし、その日行われる支援の内容や役割分担について確認している	3	1	朝礼を忘れてしまう日もある。	朝礼・終礼またはスタッフミーティングなどで情報共有を行っていく。
	⑱	支援終了後には、職員間で必ず打合せをし、その日行われた支援の振り返りを行い、気付いた点等を共有している	3	1	対面ではない日もあるが、文面や翌日の朝礼で行っている。	記録の確認・朝礼・終礼またはスタッフミーティングなどで情報共有を行っていく。
	⑲	日々の支援に関して記録をとることを徹底し、支援の検証・改善につなげている	4			
⑳	定期的にモニタリングを行い、児童発達支援計画の見直しの必要性を判断している	2	2		モニタリング内容について共有し、スタッフ間で検討していく。	

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた改善内容又は改善目標
関係機関や保護者との連携	⑳	障害児相談支援事業所のサービス担当者会議にその子どもの状況に精通した最もふさわしい者が参画している	4			
	㉑	母子保健や子ども・子育て支援等の関係者や関係機関と連携した支援を行っている	2	2	分からない。	必要なお子さんについては、連携を行っている。共有した内容についての記録を閲覧できるようにする。
	㉒	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)地域の保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関と連携した支援を行っている	1		対象児がない。	現在、対象児はいませんが、対象児がご利用の際にはスタッフ間で対応を共有する。
	㉓	(医療的ケアが必要な子どもや重症心身障害のある子ども等を支援している場合)子どもの主治医や協力医療機関等と連絡体制を整えている	1		対象児がない。	現在、対象児はいませんが、対象児がご利用の際にはスタッフ間で対応を共有する。
	㉔	移行支援として、保育所や認定こども園、幼稚園、特別支援学校(幼稚部)等との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	1	2		必要なお子さんについては、園での会議に参加している。情報共有を行っていく。
	㉕	移行支援として、小学校や特別支援学校(小学部)との間で、支援内容等の情報共有と相互理解を図っている	1	2		
	㉖	他の児童発達支援センターや児童発達支援事業所、発達障害者支援センター等の専門機関と連携し、助言や研修を受けている	1	2		
	㉗	保育所や認定こども園、幼稚園等との交流や、障害のない子どもと活動する機会がある	1	3		現在は積極的には実施できていない。お子さんの状況などに応じて実施を検討していく。
	㉘	(自立支援)協議会子ども部会や地域の子ども・子育て会議等へ積極的に参加している	2	2	会社で参加していることは知っている。	参加した内容をスタッフ間で共有する。
	㉙	日頃から子どもの状況を保護者と伝え合い、子どもの発達の状況や課題について共通理解を持っている	4			
	㉚	保護者の対応力の向上を図る観点から、保護者に対して家族支援プログラム(ペアレント・トレーニング等)の支援を行っている	2	2	プログラムとしては行っていないが、日々、支援で成功したことを伝えている。	継続していく。
保護者への説明責任等	㉛	運営規程、利用者負担等について丁寧な説明を行っている	3			
	㉜	児童発達支援ガイドラインの「児童発達支援の提供すべき支援」のねらい及び支援内容と、これに基づき作成された「児童発達支援計画」を示しながら支援内容の説明を行い、保護者から児童発達支援計画の同意を得ている	2	1	・ガイドラインに基づいては行っていないが、現状を見て、必要とされる支援について保護者と話す機会を持ったりしている。 ・ガイドラインを知らない。	スタッフ間でガイドラインの共有を行う。
	㉝	定期的に、保護者からの子育ての悩み等に対する相談に適切に応じ、必要な助言と支援を行っている	4			
	㉞	父母の会の活動を支援したり、保護者会等を開催する等により、保護者同士の連携を支援している	2	2	分からない。ファミラボが当たる?	保護者会の1つとして、ファミラボを実施している。必要に応じて今後も実施していく。
	㉟	子どもや保護者からの相談や申入れについて、対応の体制を整備するとともに、子どもや保護者に周知し、相談や申入れがあった場合に迅速かつ適切に対応している	4		対応できる部分のみ。	今後も、事業所内で検討し可能な範囲で対応していく。
	㊱	定期的に会報等を発行し、活動概要や行事予定、連絡体制等の情報を子どもや保護者に対して発信している	4			
	㊲	個人情報の取扱いに十分注意している	4			
	㊳	障害のある子どもや保護者との意思の疎通や情報伝達のための配慮をしている	4			
	㊴	事業所の行事に地域住民を招待する等地域に開かれた事業運営を図っている	1	3		現在は、積極的に実施できていない。必要に応じて検討していく。

		チェック項目	はい	いいえ	工夫している点	課題や改善すべき点を踏まえた 改善内容又は改善目標
非常時等の対応	④1	緊急時対応マニュアル、防犯マニュアル、感染症対応マニュアル等を策定し、職員や保護者に周知するとともに、発生を想定した訓練を実施している	4			
	④2	非常災害の発生に備え、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行っている	4			
	④3	事前に、服薬や予防接種、てんかん発作等のこどもの状況を確認している	4		服薬していない利用者についても、動きがおかしい時などは保護者に知らせるようにしたい。	お子さんの安全を第一に対応していく。
	④4	食物アレルギーのある子どもについて、医師の指示書に基づく対応がされている	2	1	保護者には確認している。	現在、対象児はいないが、利用がある際には医師の指示を受けて対応を行っていく。
	④5	ヒヤリハット事例集を作成して事業所内で共有している	4			
	④6	虐待を防止するため、職員の研修機会を確保する等、適切な対応をしている	4			
	④7	どのような場合にやむを得ず身体拘束を行うかについて、組織的に決定し、子どもや保護者に事前に十分に説明し了解を得た上で、児童発達支援計画に記載している	2	2	リスクのある利用者がある時には口頭で説明し、許可は取っているが、書類等は記入してもらったことはない。	支援内容を再度検討し、やむを得ない場合は、書面にて保護者へ説明・承諾を得ていく。